

13.会社債権者の保護、責任の免除等

13-1.会社債権者の保護

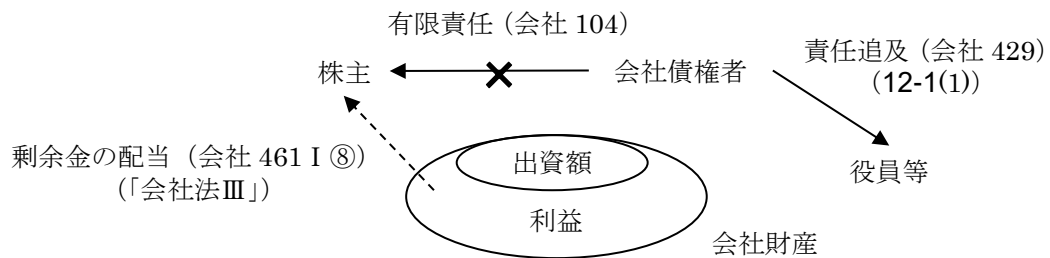
(1)会社債権者と株主

株主の利益の最大化の原則 (1-3(4)) : 事業のリスク

⇔会社債権者 (貸付債権者、取引先、従業員、不法行為債権者 etc.) : 事業のリスク?

(2)有限責任と会社債権者の保護

株主の有限責任 (会社 104。1-2(2)(d)) → 債権者保護の必要性



(3)法人格否認の法理

(a)意義

会社の法人性 (会社 3) (1-2(2)(a))

⇔判例 : 個別の事案に限って法人性を否定することも (法人格否認の法理)

最判昭 44・2・27 民集 23-2-511

「およそ社団法人において法人とその構成員たる社員とが法律上別個の人格であることはいうまでもなく、このことは社員が一人である場合でも同様である。しかし、およそ法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであつて、これを権利主体として表現せしめるに値すると認めるときに、法的技術に基づいて行なわれるものなのである。従つて、法人格が全くの形骸にすぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合においては、法人格を認めることは、法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものというべきであり、法人格を否認すべきことが要請される場合を生じるのである。」

(b)形骸化事例と濫用事例**事例 13-a 法人格の形骸化** [テキスト Case5-3 を一部変更]

Y 会社は、株式会社とは名ばかりで、実質的には代表取締役 A の個人企業である。Y 会社は、X から店舗用建物を賃借していたが、その後 X から建物の明渡しを請求された。A は、X との間で、明渡しを認める和解を成立させた。X は契約の相手方が Y 会社なのか A なのかを明確に認識しておらず、和解の交渉の過程で A と Y 会社の側もその名義を明確に区別していなかった。その後、X が和解契約にもとづく建物の明渡しを求めたのに対して、Y 会社は、和解の当事者は Y 会社ではなく A 個人であつて、Y 会社が使用する部分について明渡義務はないと主張した。

→(a)の最判昭 44・2・27

形骸化の判断＝株主総会等の不開催、業務・財産の混同 etc.

事例 13-b 法人格の濫用 [テキスト Case5-4 を一部変更]

A 会社は、X から賃借していた事務所について、賃料不払によって賃貸借契約を解除され、延滞賃料支払と事務所明渡しを請求された。A 会社の代表取締役である B は、X からの債務履行請求手続を誤らせ時間と費用とを浪費させるために、新たに Y 会社を設立した。Y 会社は、A 会社の資産や従業員をそのまま用いて、A 会社とまったく同じ事業を開始した。

→最判昭 48・10・26 民集 27-9-1240

濫用の判断＝株主が法人格を道具として支配＋違法または不当な目的

債権者を保護する機能を有するその他のルール [テキスト 5 章 5 節(1)(b)]

- [1] 詐害的公司分割・事業譲渡の場合の直接請求権 (会社 23 の 2・759IV・764IV)
 - [2] 事業譲受会社の責任 (会社 22 I)
 - [3] 詐害行為取消権 (民 424)
 - [4] 否認権 (破 160、民再 127 以下、会更 86 以下)
- ([1][2]は「会社法Ⅲ」「商法総則・商行為法 I」、[3]は民法、[4]は破産法等)

(4)債権者保護の実際

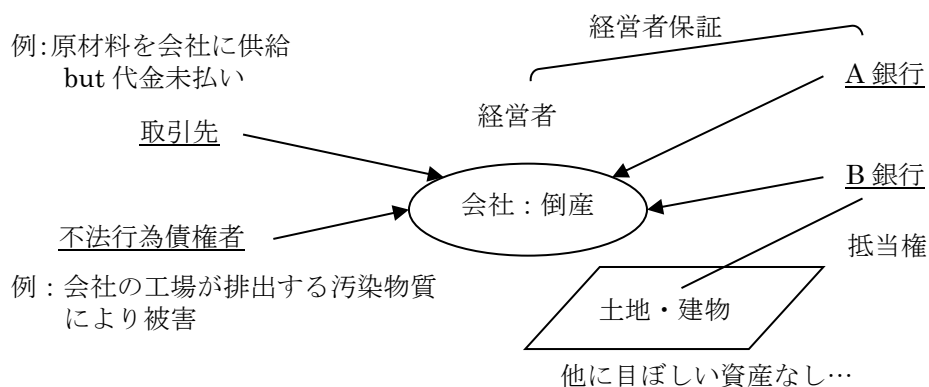
(a)経営者保証

事例 13-c 経営者保証

アカリさんとスミレさんは、2 人でお金を出資して A 株式会社を設立し、ケーキ屋をはじめた。2 人が出資した金額だけでは十分ではなかったため、A 会社は X 銀行から 400 万円を借り入れた。借入れの際には、A 会社の社長になったアカリさんが、会社の債務について連帯保証をした。このケーキ屋は繁盛せず、A 会社には資産が 80 万円分しか残っていない。

経営者保証の問題点→撤廃の動き

(b)様々な債権者 [テキスト Column5-16]



13-2. 任務懈怠責任の免除

(1) 免除 (会社 424)

(2) 一部免除 [テキスト 4 章 6 節 4 5 (2)]

任務懈怠責任の全部免除 ((1)) → 実際に可能? → 一部免除 (会社 425~427)

(a) 3 種類の手続

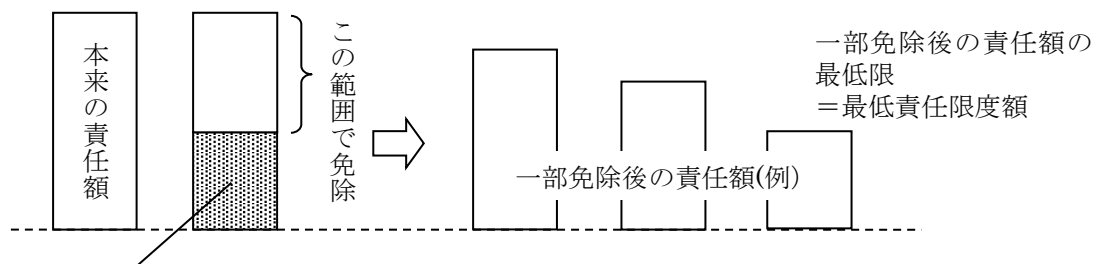
	会社 425	会社 426	会社 427
軽減対象者	すべての役員等	すべての役員等	取締役 (業務執行取締役等を除く)、会計参与、監査役、会計監査人
責任発生前の手続	—	定款規定	定款規定 責任限定契約
責任発生後の手続	株主総会の特別決議	取締役会決議 (取締役会設置会社) or 取締役の過半数の同意 (それ以外)	—

(b) 共通のルール

一部免除の対象にできる責任 (会社 425 I 柱・426 I・427 I)

= 職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき

最低責任限度額（会社 425 I）



最低責任限度額（会社 425 I ①。同②も参照）
 代表取締役・代表執行役＝報酬の 6 年分
 代表取締役以外の取締役（業務執行取締役等であるもの）・代表執行役以外の執行役＝報酬の 4 年分
 その他の取締役・監査役・会計監査人＝報酬の 2 年分

任務懈怠責任以外の責任の免除 [テキスト 4 章 7 節 4 5・5 章 2 節(3)(4)]

任務懈怠責任（会社 423 I）以外の責任の免除＝個別に規定。たとえば：
 ・利益の供与をすることに関与した取締役の責任の免除（会社 120 V）
 ・分配可能額規制違反の責任の免除（会社 462 III）
 ・欠損が生じた場合の責任の免除（会社 465 II）

13-3. 補償契約と役員等賠償責任保険契約

(1) 補償契約（会社 430 の 2 I）

役員等に生じた一定の費用等を会社が補償する（会社が支払う）ことを約束する契約

補償の対象になる費用：

- ① 防御費用＝職務の執行に関して、法令違反を疑われたり、責任を追及される場合に、それに対処するための費用等
- ② 損害賠償金・和解金＝職務の執行に関して、第三者に損害賠償責任を負う場合

	役員等に悪意・重過失	その他
防御費用 (会社 430 の 2 I ①)	[A] ・補償は可能 ・ただし、補償後に、役員等が自己・第三者の不正な利益を図り、または会社に損害を与える目的で職務を執行したことを会社が知ったときは返還請求可(会社 430 の 2 III)	[B] ・刑事事件・課徴金事件の費用は補償可能 ・通常要する費用の額を超える部分は補償できず (会社 430 の 2 II ①)
損害賠償金・和解金 (会社 430 の 2 I ②)	[C] ・補償できず (会社 430 の 2 II ③)	[D] ・役員等が納付すべき罰金・課徴金は補償できず ・会社に対する損害賠償金・和解金は補償できず ・会社が第三者に賠償をすれば役員等が会社に任務懈怠責任を負う場合、補償できず (会社 430 の 2 II ②) [例：業務執行取締役が第三者に対して不法行為責任を負い、それによって会社も責任 (会社 350、民 715) を負う場合]

→損害賠償金・和解金の補償が可能な範囲は限られる

(2)役員等賠償責任保険契約 (会社法 430 の 3 I)

D&O 保険＝役員等が訴えを提起されたり責任を負ったときのための保険

→モラルハザードの問題